



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*8 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
(情報政策課) ..... 1
- \*9 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則  
(環境生活総務課) ..... 1
- \*10 和歌山県農林大学校校則の一部を改正する規則  
(経営支援課) ..... 4
- \*11 和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則  
(都市政策課) ..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第8号

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例施行規則（平成16年和歌山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(行為の禁止等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第4条に規定する指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。第4号、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、<u>知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。</u></p>	<p>(行為の禁止等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第4条に規定する指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、<u>指定管理者が知事の承認を受けて別に定める。</u></p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 和歌山県規則第9号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個体に含まれるもの)

第2条 条例第2条第1項の個体に含まれる規則で定めるものは、胞子とする。

(公示事項)

第3条 条例第4条第2項第4号の規則で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

(防除の公示)

第4条 条例第4条第2項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、和歌山県報に掲載して行うものとする。

(証明書の様式)

第5条 条例第5条第3項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(補償請求書)

第6条 条例第6条第2項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

- (1) 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 補償請求の理由
- (3) 補償請求額の総額及びその内訳

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

(表面)

写真	第 号  和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例第 5 条 第 3 項の規定による証明書	74 ミ リ メ ー ト ル
所属 職名及び氏名 生年月日 年 月 日発行		
和歌山県知事 印		

(裏面)

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（抜粋） (土地への立入り等) 第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 略
---